

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
産業財産権分野に関する論点

平成 28 年 2 月 25 日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1. 標準化の推進

(主な論点)

- ▶ 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援、TPPを通じた「強い経済」の実現の観点から、国際標準化の強力な推進、国際標準化活動を担う人材の育成、地域機関等と連携した標準化の支援、中小企業等の標準化活用などについて、今後どのような取組が必要か。

参考：「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」（昨年 11 月 24 日知的財産戦略本部決定）

3. TPPの活用促進による新たな市場開拓等

TPPを活用し、海外での新たな市場開拓等を目指す我が国の中堅・中小企業等の後押しや、市場開拓の基礎となる知的財産・標準の活用を促進するため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 我が国企業による域内での知的財産・標準の活用促進への支援

②国際標準化活動への支援等

－国際標準原案の作成・提案、国際標準化交渉等を強力に推進するとともに、将来の国際標準化活動を担う人財を育成する。

4. TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPを契機として、地域中小企業等の知財戦略の強化や、我が国知財システムの更なる活性化によりイノベーションの創出及びコンテンツの振興を促進し、産業活性化を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 地域中小企業等の知財・標準化戦略の強化

－TPPを契機に、地域中小企業等の事業化を見据えた知財戦略強化のため、知財に特化した「知財総合支援窓口」と、中小企業の経営全般の相談窓口である「よろず支援拠点」が連携して、効果的に知財相談対応を行う。また、中小企業等による特許等の出願の拡大を図るべく、特許料等や支援策について検討を行う。さらに、地域中小企業等の優れた技術・製品を、地域機関等と連携して発掘し、標準化のための支援を行う。

(4) 将来のイノベーションの源泉となる知財教育の推進

－また、大学・大学院において標準化について学ぶ取組を推進する。

2. 農林水産分野における知財戦略の推進

(第二回委員会での主な意見)

(1) 農林水産分野の知財戦略の推進

- ・ 農林水産省との連携もクローズアップすべき。T P Pで日本の農業の競争力を強化していくためには、農業のブランド化やG I制度、バイオ技術等の品質改良など、様々な知財分野がある。

(2) 知財総合支援窓口との連携

- ・ 農林水産省では、全国9カ所の農政事務所に相談窓口を設けていることから、知財総合支援窓口と農政事務所との連携を図っていただきたい。
- ・ ブランドの支援については、G Iとの関係が密接なので、農林水産省との連携をとって対処してほしい。

(主な論点)

- 地理的表示保護制度の活用状況及び今後の方向性（具体的にはG Iリスト交換）について、今後どのような取組が必要か。
- 農林水産分野における知財戦略（※1）の実施や知財マネジメント普及啓発の状況等を踏まえ、今後どのような取組が必要か。（※1：技術流出対策、国際標準の活用、ICTによる知の抽出と財産化、植物新品種の保護強化等）
- G I制度及び商標制度の活用等によるブランド化の推進の観点から、農林水産省・特許庁・地方農政局相談窓口・知財総合支援窓口で、今後どのような連携が必要か。

参考：「知的財産分野におけるT P Pへの政策対応について」（昨年11月24日知的財産戦略本部決定）

3. T P Pの活用促進による新たな市場開拓等

T P Pを活用し、海外での新たな市場開拓等を目指す我が国の中堅・中小企業等の後押しや、市場開拓の基礎となる知的財産・標準の活用を促進するため、以下の措置を講ずるものとする。

③地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等

- ー我が国の地理的表示（G I）の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進及び海外のG I製品の模倣防止等による消費者の保護を図るため、諸外国と相互にG Iを保護できる制度を整備する。

3. デザイン・ブランドについて

(第二回委員会での主な意見)

(1) 意匠の活用

- ・ 中小企業、特に地方の中小企業のイノベーションを促進して、地方産業を活性化するには、意匠を糸口にした知的財産の活用は重要ではないか。

(2) 画面表示の保護

- ・ 電子的画面表示の意匠法による保護については、既に意匠制度小委員会で課題が出されていると思うので、引き続き進めていただきたい。

(3) 農林水産省との連携

- ・ 農林水産省では、全国9カ所の農政事務所に相談窓口を設けていることから、知財総合支援窓口と農政事務所との連携を図っていただきたい。【再掲】
- ・ ブランドの支援については、G Iとの関係が密接なので、農林水産省との連携をとって対処してほしい。【再掲】

(4) ブランド戦略の推進

- ・ 製品ブランド、会社ブランドに続いて、中小企業の活用が期待できるのがテクノロジーブランド（素材や技術のブランド化）であるため、デザイン・ブランドの活用支援対象にテクノロジーブランドも設けてほしい。

(主な論点)

- 意匠について、過去10年間の出願件数が減少する中、原因はどのようなものが考えられるか。また、その対策として、意匠制度の魅力を高めるべく、意匠政策全般について、今後どのような取組が必要か。
- 意匠制度の活用促進の観点から、手続き簡素化、地方中小への意匠活用促進、画面デザイン保護等について、今後どのような取組が必要か。
- 新商標の活用について、今後どのような取組が必要か。
- G I制度及び商標制度の活用等によるブランド化の推進の観点から、農林水産省・特許庁・地方農政局相談窓口・知財総合支援窓口で、今後どのような連携が必要か。【再掲】